

### ボアソナード答問録についての試論(2)

阪上, 脩

---

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 外国語学・外国文学編 / 法政大学教養部紀要. 外国語学・外国文学編

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

8

(発行年 / Year)

1982-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005312>

## ボアソナード答問録についての試論 II

阪 上 脩

「ボアソナード答問録に関する試論 I」において、その筆記者が複数であることを指摘した<sup>1)</sup>。すなわちボアソナードの語ることを速記した人とこれをのちに清書した人があり、それらは同一人物ではないということである。答問録を清書した人は一人であるけれども、この清書されたノートのかげに走り書きのメモのようなものがあつたと推測される。何故ならば答問録の各章に何月何日再筆写と書かれているからである。

注意しなければならないのは、この答問録がちよつとしたメモとか覚え書きの類ではないということである。まずノートの紙自体が当時の日本では生産されない貴重なものであり、書き損じたら破って捨てればよいというような現代の紙に対する感じ方とは非常に遠いところにあることを考えなければならない。このような上質のノートは輸入品で、当時の東京では特別の場所にしかなかったものであろう。かたい表紙のついた上質紙のノートであるから、書き損じて破ることはできず、インクで書いてあるので消すこともできず、また一度書いた字をあとから訂正したような箇所もほとんどない。正に清書というにふさわしい字体で書かれてあり、したがってうっかりして余計な字を書いてしまったというようなことが考えにくいだけに、この誤記の多さが不可解なのである。

この清書をするに際して原本となったメモがあることは十分考えられる。そのメモはボアソナードの話聞きながら書かれたものであろう。清書をした人はそのメモを渡され、清書するよう命じられたのではないだろうか。貴重な上質ノートを渡され、きちんとした字で律義に清書していったのであろうが、どうも文章の意味がわからないまま深く検討せずに写したと思われる箇所が多々ある。清書をした人は文章の内容を理解する知識はまだもちあわせていなかったのではないか。そう考えないと初歩的な誤りをそのままにしていることが理解不能になる。

このノートの字体は、当時の日本人の書いたフランス語の字体と共通点が非

常に多い。この当時の日本人の書いたフランス語は、ほとんどペン習字の手本のような字体である。例えば、ボアソナードの「自然法の講義」をフランス語で筆記したノートが法務省図書館に残っているが、このノートの字体も答問録のそれと似ている。またパリ万国博覧会に派遣された徳川昭武のフランス語日記の字体もこの答問録と同じようなととのった字であり、特にdの書き方に特徴がある点も全く同じである。

徳川昭武は弱冠14歳で日本の代表としてパリ万国博に派遣され、フランス人についてフランス語の個人教授<sup>2)</sup>を受け、その旅日記をフランス語で書いたものが徳川家に今も残っている。その日付は1868年8月2日から10月19日までであり、おそらくフランス語の練習のために書かれたものであろう。赤インクで私人教師がなおしたところもあり、また接続法の練習をした箇所もある。昭武がフランス語の勉強をはじめたのがフランス行の船中で1867年3月頃と推定されるので、このフランス語日記を書くにいたるまでに一年半ぐらいたっているが、旅行と公式行事で忙しかったことを考えると、この間にフランス語の文法を接続法半過去まで終えるのは、相当な進歩といわねばならない。

このフランス語日記も上質のノートに黒インキで書かれており、十五歳の少年の字とは思えないきれいな書体である。字の書き方の練習に関しては、当時は現代とはくらべものにならないくらい毛筆の手習いにはげんでおり、その心得でペン習字にとりかかれば、難なく横文字をきれいに書くことぐらいはできたのであろう。

したがって「ボアソナード答問録」がきれいな字で書かれていることも、十分納得のできることであり、そのきちんとした字を書く筆記者が文法の知識をあまりもっていないということも理解できることである。つまり字だけはうまくなったけれども書かれている内容はよくわからないまま筆写したということである。しかし全然わからずにただ写したということではない。フランス語の素地はあったろうし、法律にも関心はあったはずである。ただそれがどの程度のものであり、フランス語文法の知識をどれぐらいもちあわせており、日本語にはない冠詞だとか名詞の男性女性といったことをどのように理解していたか、ということを知り解明するのがこの研究のねらいである。

答問録の筆記者は *prouver* の過去分詞を *preuvé* だと思っていたふしがあり、*prouvé* を *preuvé* と誤記しているところが二箇所ある (p. 20・17行目、

19行目<sup>43</sup>)。しかし証拠という意味の *preuve* は正しく書かれている。また原形の *prouver* は一箇所は正しく書かれており (p. 20. 15行目), そのすぐ後で *preuver* と誤記されている<sup>44</sup> (p. 20 15行目)。

この *preuvé* という誤りに関しては, *prouvé* と正しく書いた箇所がないので, 筆記者はこれで正しいと思っていたのではないだろうか。他の誤りは, このように統一されていない。一箇所でまちがっていても他の箇所では正しく書いてあり, たとえば *s* を書き落したりしている場合, ふたたび同じ単語が出てきたときは, 正しく *s* が書かれている。したがってはじめの *s* 欠落は筆記者のうっかりミスだろうということになる。ところが *preuvé* の場合は, 全部 *preuvé* に統一されているから, 筆記者がうっかり書きまちがったのではなく, やはり筆記者は *prouver* の過去分詞は *preuvé* だと思っていたのだろう。発音の上からいえば, *eu* と *ou* の音は日本人には聞き分けにくい。したがってボアソナードの話を書き取った人が *preuvé* と書いたのだろう。清書をした人はそれを忠実に写しただけで, 疑いをさしはさまなかったのだろう。

証拠という意味でつかわれている *preuve* は女性名詞としてあつかわれているけれども, 一箇所だけで男性冠詞がつけられ, *un preuve* となっている。そのすぐ前では *la preuve* と正しく女性冠詞がつけられており, また別の箇所では女性形容詞がつけられているから, 筆記者は *preuve* が女性名詞だということは知っており, したがって *un preuve* と書いたのは, 単に *e* を書き落したと考えられる。

また *prouver* の一人称単数現在形を *preuve* と誤記しているところもある。(p. 38) これなどは規則動詞の活用といったことにあまり神経質でないことを示している。*prouver* は規則動詞だから, その一人称単数現在形は語尾だけを変えればよく, 語幹までわざわざ変化させるといえるのは, 単なる書き誤りとはいえない。これは *prouver* という原形を変化させたという観念がなく, むしろ証拠という意味の *preuve* の方に影響されたのだろう。

動詞の不定法に関する誤りはこのノート全般にわたって非常に多い。しかしこのことをもって, 筆記者が動詞の不定法についての観念がなかったとするのは早計である。動詞の不定法を正しく書いているところの方が多いからである。

……, les particuliers ne peuvent s'en arroger: (s'en attribué\*) les avantages, (p. 69)

## \* attribuer の誤り。

動詞の不定法の誤りは多く見られ、とくに語尾の r を s と書き誤っている場合が多い。前掲の文章では r を書き落とすだけでなく、e にアクセントがつけてあり、単純な誤りではない。27ページにも動詞の不定法の誤りがあり、それにも同じく e にアクセントがつけてある。また逆に、e にアクセントをつけて過去分詞にすべきところを不定法にしてしまっているところもある。(p. 76) この種の誤りが数多くあるのを見ると、筆記者は動詞の不定法に関してはかなりルーズであったことがうかがえる。不定法をわざわざ過去分詞にしたり、過去分詞を不定法にしたりするのは、清書の際の写し誤りというよりも、むしろ聞き取りの際の誤りであろう。

## ○ un を au と誤記しているケース (p. 53)

筆記体においては u と a が非常に似通ってまぎらわしいので、ノートを写す際にまちがったと考えられる。と同時に、p. 53 の原文を検討してみると、

Sous la 2<sup>e</sup> République, on créa, pour juger les conflits d'attribution au tribunal spécial, ……

(第二帝政のもとで、権限抵触の争いを裁判するために、特別裁判所が創設された)

この au は d'attribution au とつながるかに見え、attribution につられて au と書かれた可能性が強いということが推察される。とすると筆記者は単に un を au と書き誤ったのではなく、attribuer à (～に割当る) と考えてこう書いたのではないだろうか。

## ○ 三人称複数語尾 ent を ant と誤記しているケース。

Les articles 43 & 44 du code d'inst. crim., statuant sur le cas de flagrant délit, autorisant le procureur impérial à se faire assister d'experts appelés à cet effect : mais aucune peine n'est indiquée pour le refus de service. (p. 67)

この autorisant は先行する statuant につられてこう書かれたのかもしれないが、autorisent でないとこの文章は成り立たない。筆記者はこの文章の意味をよく検討しなかったのではないかと考えられるけれども、やはりこれは不注意による書きまちがいであろう。なぜならば、これにつづく文章では三人称複数形は正確に書かれているからである。

Les articles 234 & 236 du code pénal punissent le refus de service légalement réquis; (p. 67)

これらの二つの文章は、主語がともに Les articles であり、文章の構造も内容も似ているので、後者の文章の三人称複数だけが正しく書かれ、前者の三人称複数がまちがっているのは、やはり不注意によるものであろう。

Lorsque l'administration revendique comme étant sa compétence, une affaire portée devant un tribunal civil, le préfet du département adresse au ministre public près ce tribunal civil, un mémoire appelé déclinatoire, dans lequel il le requint\* de poser devant les tribunaux des conclusions tendant à son décidéssement\*\* volontaire. (p. 52)

\* requiert の誤り      \*\* déssaisissement の誤り

requerir は求刑するといった法律用語であり、不規則動詞で語尾変化が複雑なため、誤まったのであろう。requiert と requint とは発音が大変違うので、聞き取りをした人が requiert を requint と聞き取ったとは考えにくい。聞き取りをした人は、やはり requiert と書いていたのだろうが、走り書きのため語尾の iert が鮮明でなく、清書をした人が読みまちがえて int にしてしまっただろう。この誤りは二度も出てくるので、単なる書き落としなどではなく、清書した人は requint だと思って書いている。ただし意味を理解してはいない。清書した人は意味がわからないまま二度も requint と書いており、この単語を辞書で調べてはいないと思われる。requint という単語はフランス語にはないので、辞書を引いていればおかしいことに気づくはずであるが、当時の辞書はフランス語の単語をすべて網羅した辞書ではなく、不備なものであったから、辞書に出ていない単語があっても何ら不思議はないということになっていたかもしれない。しかし仏英辞典や仏々辞典は留学生が持って帰っていたはずであり、輸入もされていたはずであるが、この清書をした人はそれらを参照しなかったのであろう。

décidéssement というフランス語はないので、筆記者はこの単語の意味をよく理解しないまま書いたのであろう。さらに聞き取りをした人も間違っていただろうと考えられる。聞き取りをした人が正しく déssaisissement と書いていれば、清書をした人がそれを décidéssement と書き誤まるとは考えにくい。あまりにも綴りが違いすぎるからである。さらに déssaisissement という単語は、押収とか放棄という法律用語であり、常用単語ではなく、当時の日本人に

とって非常にむずかしい単語であったことは想像にかたくないので、聞き取りをした人もよくわからないまま、適当に綴りをつけたのではないだろうか。

……, il ne seraient\* pas possible de dire que les religions sont toutes tolérées. (p. 36)

\* serait の誤り。

seraient とわざわざ ent をつけて複数にしており、単純な書き誤りではない。しかし主語 il がすぐ前にあり、複数にして seraient と書き誤まる原因がつかめない。しいて言えば les religions が複数だから serait も複数にしたのだらうか。いずれにしてもこれは単なる書き落としや綴りの誤りではなく、複数の活用を知っての上での誤りである。

○ 形容詞の男性形と女性形の誤り。

女性形容詞 publique を public と書き誤っており (p. 63)、これは service public とか lieux publics と同じように書いてしまったのであろう。筆者は public の女性形が publique だということを知らなかったわけではなく、cérémonie publique (p. 63) の場合は女性形を正しく使っている。

○ quand を grand と書き誤っているケース

quand と grand は意味の上では大変違う語ではあるけれども、筆記体で書かれた場合はかなり見まちがいがしやすいと考えられる。したがって清書をした人が見まちがえたのであろう。聞き取りをした人の誤りとは考えにくい。なぜならば grand では文章の意味が全然通じないからである。

Ce dernier mode pourra être cumulé avec le 1<sup>er</sup> ou le 2<sup>e</sup>, et il sera surtout utile grand l'édition sera épuisée en tout ou en partie. (p. 62)

ただし quand と grand は、発音の上ではかなりまぎらわしい。とくに r の音は日本人には聞き取りにくいものであるから、あるいは聞き取りをした人も聞きまちがったのかもしれない。しかし文章を一読すれば grand ではおかしいということに気づくと思われるのだが、このあたりがこのノートの不可解な部分である。

○ 二単語を一単語にしているケース

Je suppose qu'entrant dans l'avoir\* de la raison et de la justice

naturelle, il va renoncer à la torture…… (p. 72)

\* la voie の誤り

おそらく avoir raison という熟語が頭にあったためにこのように筆記したのであろう。しかしこのままでは、それにつづく de la justice naturelle が解釈できなくなり、またその前の entrant とのつながりもむずかしくなるので、やはりここは la voie とした方が、「理性と自然正義の道に入る」という意味になり、前後のつながりが理解できる。

この誤りは、おそらく聞き取りをした人の聞きまちがいによるものであろう。avoir の r はかすれた音になり、日本人には聞きとりにくい音であるから、la voie を l'avoir と書き取ってしまうということは十分考えられる。

一方、清書をした人が la voie を l'avoir と書き誤まったとは考えにくい。アポストロフもあり、見た目にも大変ちがうからである。

○ 定冠詞 la の誤り

女性定冠詞 la があるべきところに男性定冠詞 le が書かれているケースがしばしば見られる。これはほんのちよとした不注意で起り得ることである。p. 64 に見られるケースでは、女性名詞 peine に女性冠詞 la がつくべきであるが、男性冠詞 le がつけられている。peine (罰) という単語は、答問録には大変よく使われている単語であり、おそらく筆者は、peine には la がつくことを知っていただろう。同じページの下から10行目では正しく la peine と書かれている。

○ ne が脱落しているケース

On applique pas la règle célèbre…… (p. 59)

これは On n'applique pas となるべきであろう。発音の際に On をつぎの母音とリエゾンさせるために、n' があってもなくても同じ発音になる。したがって急いで書き取った場合は n' を書き落すことは十分あり得る。これは聞き取りをした人の書き落しであろう。清書をした人は、この書き落しに気がつかなかったのであろうか。二行あとには Il n'y a pas d'exception と正しい否定文が書かれているので、これから考えてもが n' 欠落していることに気がつくのではないかと思われるのではあるが、清書をした人は62ページでも65ページでも Il ne y と書いたりしており、否定文に関してあまり正確な知識もっていないように思われる。



以上検討してきた結果、とくに気づいたことは、清書をした人が文章の意味をあまり検討せずただ忠実に筆写しているということである。したがって当然誤りもそのまま写しており、また書き落しや写しまちがいはある。さらに初歩的な誤りをそのまま写している例をいくつか見ていくと、それが誤りだと気づいていないと思わせる例がいくつもあり、清書をした人は、フランス語に関してはまだまだ文法知識がなく、少し文法を知っていれば当然訂正する誤りをそのままにしていることがわかる。一度筆写したものを3ヶ月あまりたってからまた筆写しているものもあり、何度も書き直されているのに、誤りがそのまま放置されているのを見ても、清書をした人が冠詞の性や否定文についての知識があまり正確でない人であったことが裏付けられる。またそう考えないと、初歩的な誤りの多さと、難解なフランス語が見事に書取られていることとの矛盾を解釈することができない。このむずかしいフランス語が見事に聞き取れる人がどうして初歩的な誤りをおかすのかという謎は、そう考えることによってはじめて解ける。

江戸時代末期から明治初期にかけての日本人が外国語をどのように理解し、どのように修得したかを調べることから、日本人の言語理解の仕方がわかるのではないかというのが、この研究のねらいである。現代においては、日本人は中学で英語を学ぶのが一般になっており、すべて教科書を使って学びはじめるので、異質の言語に対する素朴な反応がわからなくなっている。明治初期においては教科書とか辞書などのない状態で外国語を学んだだけに、日本語にない冠詞とか名詞の男性女性といったことをどのように受け取り、整理していったか、ということがわかり、ひいては日本人の異質言語に出会ったときの対応の仕方の原型がつかめるのではないだろうか。

#### 註

- 1) 法政大学教養部紀要 第36号 外国語学・外国文学編(1980年2月)
- 2) 高橋邦太郎著「花のバリへ少年使節」三修社 p. 12
- 3) ページ数はすべて法政大学編「ボアソナード答問録」による。
- 4) 法政大学編「ボアソナード答問録」では *prouver* となっているけれども、原ノートでは *preuver* となっている。